



茨労発基 0602 第 3 号の 2
令和 2 年 6 月 2 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
茨城県支部 支部長 殿

茨 城 労 働 局 長



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染の状況や「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）（別添）が策定されたこと等の状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 3 日付け基発 0303 第 1 号（以下「通達」という。）を下記のとおり改正するので、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対し、下記に示した内容等の周知に御協力いただきますようお願いします。

なお、本件については、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

の最新版に既に掲載されていることを申し添えます。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

（1）一般健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断

の実施について、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるものであるが、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があること。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

法第66条第2項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第29条、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第53条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）第22条、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第39条及び第41条の2、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第38条、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第56条及び第56条の2、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第40条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）第20条の規定に基づく健康診断、法第66条第3項を根拠とする労働安全衛生規則第48条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和35年法律第30号）第7条から第9条の2までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必

要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があること。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

令和2年5月1日
改正 令和2年5月14日

健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について

(一社) 日本総合健診医学会
(公社) 日本人間ドック学会
(公財) 結核予防会
(公社) 全国労働衛生団体連合会
(公財) 日本対がん協会
(公社) 全日本病院協会
(一社) 日本病院会
(公財) 予防医学事業中央会

私たちの提供する健康診断（以下「健診」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策を行い、受診環境を確保します。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、新たな知見等が得られた場合、改訂されるものです。

I 健診実施機関の対応

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。健診施設は、3つの密のそれぞれを可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

○ 健診施設の受診環境の確保

- ・受診者、健診施設職員（以下「職員」という。）相互の安全確保のため、健診の遂行上、特に必要のある場合を除き、健診会場ではマスク（サージカルマスク、布マスク等）着用を原則とします。
- ・マスク不足が深刻な折、受診者のマスクは原則として受診者に用意してもらいます。マスク着用がない場合は健診を受診できません。万一、マスクがない場合は健診施設にご相談ください。
- ・健診受付後、速やかに問診、体温測定を行い、受診者の健康状態を確認します。

- ・発熱があるなど健診受診者として不適当と判断した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復してからの受診とします。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ・室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして行います（ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます。）。
- ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整します。
- ・職員は、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行します。
- ・ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液により清拭し環境衛生に努めます。

○ 健診施設職員が感染源とならないための配慮

- ・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診します。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録し、異常を認めた場合は出勤を停止します。
- ・過去に発熱が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは出勤を停止します。（インフルエンザ等の発熱の原因が診断された場合は、各疾患の規定に従います。）このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
- ・すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- ・職員休憩室やロッカー室の什器等においても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起らないように努めます。
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。

○ 緊急時の対応

- ・胸部エックス線検査で新型コロナウイルス肺炎を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者に説明し、その後の健診を中止します。
- ・当該受診者の移動経路について接触部位の消毒を直に行い、関与した職員の接触状況を調査します。

- ・当該受診者と接触した可能性のある職員は一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス肺炎の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

○ 健康診断項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。
- ・結果説明、保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。また、説明資料等を工夫するなどし、結果説明、保健指導の効率化を図ります。

② 身体計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液で清拭します。

③ X線撮影

- ・受診者が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。

④ 内視鏡検査

- ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

⑤ その他の生体検査機器

- ・受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。

○ 巡回型健診

- ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ・当該事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう協力を事業者等に要請します。
- ・健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

Ⅱ 受診者にお願いする事項

○ 事前に受診者へ通知する事項

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りして

いますので、体調が回復してから受診してください。

- いわゆる風邪症状が持続している方
- 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- 過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）のあった方
- 2 週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や 職場内等で接触歴がある方）
- 2 週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があります、待機期間内（自主待機も含む）の方
- ・上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。
- ・新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、受診延期も考慮していただきます。

○ 受診に際して、受診者にお願ひする事項

- ・健診中は各自マスクを着用していただきます。
- ・マスク不足が深刻な折、マスクは受診者ご自身で用意してください。万一、マスクがない場合は健診施設にご相談ください。
- ・入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。
- ・健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- ・受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

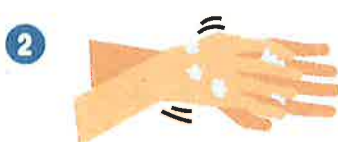
正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索

